

所属 福祉部障害福祉課障害者施設担当
問合せ先 03 - 5803 - 1285

1 補助金の名称等

2 補助金の概要

補助目的	「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」として実施される文京区小石川四丁目都有地における障害者施設(グループホーム及び通所施設)の整備を行う事業者に対し、土地賃借料を補助することにより、障害者施設の整備を促進し、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助事業等の内容	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料の補助					
補助対象経費の内容	小石川四丁目都有地活用障害者施設に係る土地賃借料					
補助事業者等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 社会福祉法人文京槐の会					
補助金の算出	☐ 定率 [補助率] ☐ 定額 [補助額] ☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入] 都有地賃借料 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」として公募を実施。					
実績報告書時における 使途の確認方法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 [事業報告書]					
補助・単独の状況	☒ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区 10/10	国	都	補助対象者
		上乗せの内容・理由				

(件、千円)

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	法人の土地賃借料の負担が軽減されることにより、障害者グループホーム及び通所施設の安定運営及びサービスの質の確保に貢献できた。
課題	都が実施したプロポーザルにおける区の補助条件であるが、法人が都有地を借りている長期間中に適用されるものであるため、法人の運営収支状況によって必要な補助額を検討すべきである。
今後の方向性	事業所における運営収支状況を見極めながら、補助金の額について見直しを行う必要がある。